

下関市 S B T 認定取得支援補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、下関市 S B T 認定取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることにより市内企業の脱炭素経営を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図ることで、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) S B T パリ協定が求める水準と整合した、5 年から 15 年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標をいう。
- (2) S B T i 世界自然保護基金、C D P、世界資源研究所及び国連グローバル・コンパクトの 4 者からなる共同イニシアティブをいう。
- (3) 中小企業向け S B T 認定 中小企業向けの S B T として S B T i が認定したものをいう。
- (4) 事業所 市内に所在する工場、事務所その他の事業場をいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 中小企業向け S B T 認定を取得していること。
 - (2) 市内に本店又は主たる事業所を有し、かつ、引き続き市内において事業を継続する意思を有すること。
 - (3) 下関市環境配慮行動優良事業者として市から認定されていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者ではない。
- (1) 法令、条例、規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
 - (2) 暴力団（下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号。以下「暴力団条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係を有している者
 - (3) 代表者又は役員が暴力団員等（暴力団条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者
 - (4) 本市の市税を滞納している者
 - (5) 国、県又は本市が実施する他の制度による同種の補助金の交付を受けている者又は受ける予定がある者

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付対象者として適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業向けS B T認定の取得に要した業務委託又はコンサルタント（以下「業務委託等」という。）に係る費用
- (2) 中小企業向けS B T認定の取得に要した申請に係る費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、50万円を上限とする。

- 2 前項の補助金の額の算出に際しての補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。
- 3 補助金の交付は、1の交付対象者につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、中小企業向けS B T認定を取得した日から起算して60日を経過した日（その日が休日又は日曜日若しくは土曜日の場合は、その日前においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日）までに、下関市S B T認定取得支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 中小企業向けS B T認定の取得に係る申請書の写し
- (2) 中小企業向けS B T認定の取得を証する書類の写し
- (3) 業務委託等の契約書の写し
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類
- (5) 市税の滞納なし証明書（発行日から3月以内のもの）
- (6) 法人の場合は、商業登記簿履歴事項全部証明書（発行日から3月以内のもの）
- (7) 個人事業主の場合は、住民票の写し（発行日から3月以内のもの）及び確定申告書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を予算の範囲内において確定

し、下関市 S B T 認定取得支援補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第 2 号)により、交付対象者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の規定による審査の結果、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市 S B T 認定取得支援補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付を決定した交付対象者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の整備保管)

第 8 条 交付対象者は、補助対象経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金の返還)

第 9 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を交付対象者に命ずるものとする。この場合において、当該交付対象者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第 10 条 交付対象者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から補助金を返還した日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、当該金額が 100 円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 2 交付対象者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを同項の規定により市長が定めた期限(以下「納期限」という。)までに納付しなかったときは、納期限の翌日から補助金を返還した日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。ただし、当該延滞金の額が 100 円未満の場合又は市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項に規定する加算金を納付しなければならない場合において、交付対象者の納付した加算金の額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。
- 4 第2項に規定する延滞金を納付しなければならない場合において、交付対象者が返還を命じられた補助金の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき額は、その納付金額を控除した額とする。

(検査等)

- 第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、又は第8条第1項の帳簿その他関係書類を検査することができる。
- 2 市長は、前項の規定による検査の結果、必要があると認めるときは、交付対象者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(協力及び情報の公表)

- 第12条 交付対象者は、市長が地域の脱炭素化若しくは再生可能エネルギーの導入の取組の成果を調査し、又は公表するときは、これに協力するものとする。
- 2 市長は、交付対象者の氏名又は名称及び住所又は所在地について、交付対象者の協力を得て、脱炭素化の取組の実例として公表することができる。

(その他)

- 第13条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金(同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。)の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。